

小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安全かつ安心な住環境づくりを促進するため、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）に基づき、老朽化し、危険な空き家住宅の除却を行う者に対し、予算の範囲内において小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、小値賀町補助金等交付規則（昭和57年4月1日規則第4号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付の対象となる建築物（附属する門及び塀を除く。以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 小値賀町内に存する建築物
- (2) 現に使用されていない建築物
- (3) 木造である建築物
- (4) 過半が居住の用に供されていた建築物
- (5) 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第1において、(い)欄に掲げる評定区分ニの構造の腐朽又は破損の程度における合計評点が100点以上であると測定される建築物

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町税（町外居住者においては住所地の市町村税）の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として登録されている者
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に規定する者から補助対象建築物の除却についての委任を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 法人
- (2) 補助対象建築物が複数人の共有名義である場合は、当該共有者全員（補助金の申請をしようとする者が共有者の1人である場合、当該補助金の申請をしようとする者を除く。）から補

助対象建築物の除却についての同意を得られない者

(3) 補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、権利者全員から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者

(4) 小値賀町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団又は暴力団員

(5) 前号に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者

(6) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の命令を受けた者

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者と契約する除却工事とする。

(1) 町内に登録された営業所等を置く法人又は町内に住所を有する個人

(2) 県知事による解体工事業登録を受けた者又は建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付決定前に着手した工事

(2) 同時に他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする工事

(3) 建築物（長屋住宅を除く。）の一部を除却する工事

(4) 建築物の建て替え又は除却跡地の転売を目的とした工事

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認める工事

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象建築物の除却工事費と住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣がその年に定める標準除却費を補助対象建築物の床面積に乗じて得た額の少ない方の額に10分の8を乗じて得た額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費額以内とし、100万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第7条 老朽化し、危険な空き家住宅の除却を行おうとする者は、事前に建設課に相談し、補助事業の対象となるか協議を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に2部提出するものとする。

- (1) 交付申請者が、町税を滞納していないことを証する書類
- (2) 第3条第1項第3号、第2項第2号及び第3号に該当する場合は同意書（様式第2号）
- (3) 工事計画書（様式第3号）
- (4) 現況写真（老朽化し危険な状況が分かるもの）
- (5) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (6) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳又は固定資産税課税明細書）
- (7) 交付申請者がこの補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合は委任状
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、補助金の交付を決定したときは、小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金却下決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 町長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- (2) 交付決定の通知を受けた日から起算し60日以内に補助対象工事を完了すること。
- (3) 補助対象工事完了後の跡地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (4) その他町長が特に必要と認める事項

(交付申請の変更等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金変更交付申請書（様式

第6号)に変更内容を示す書類を添付して、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による変更を承認するときは、交付決定者に対し小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとし、承認しなかった場合は、小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金変更却下通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(中止の届出)

第12条 交付決定者は、補助対象工事を中止したときは、速やかに小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助対象工事中止届(様式第9号)により町長に届け出るものとする。

(申請の取下げ)

第13条 交付決定者が、申請の取下げをしようとする場合には、速やかに町長に対し、小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金交付申請取下げ書(様式第10号)により申請の取下げを届け出るものとする。

(決定の取消等)

第14条 町長は、前2条の規定による届出により補助金交付決定を取り消すときは、小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第15条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに町長に対し、小値賀町老朽危険家屋除却支援事業実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付して町長に2部提出するものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事写真(着工前、除却工事施工状況、完了)
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書(様式第13号)
- (4) 工事代金請求書(内訳明細の付いたもの)写し
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

(補助金額の確定)

第16条 町長は、前条の規定により提出された小値賀町老朽危険家屋除却支援事業実績報告書が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金確定通知書(様式第14号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、小値賀町老朽危険家屋除却支援事業

補助金交付請求書(様式第15号)に工事代金を支払ったことを証する領収書等の写しを添付して、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第18条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象工事を中止したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金交付決定後3年以内に、補助対象建築物の底地であった土地に建築物を再築し、または当該土地を売却したとき。
- (4) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、小値賀町老朽危険家屋除却支援事業補助金(全部・一部)取消通知書(様式第16号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた者に対して、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査等に対する協力)

第20条 交付申請者又は交付決定者は、この告示による補助金の交付等に関し、町長が必要な検査又は調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 小値賀町老朽危険空き家対策補助金交付要綱(平成26年3月31日告示9号)は、廃止する。